

香川県報



第 82 号

平成 15 年

10月17日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	(健康福祉総務課)	一
○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	" "	"
○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定(二件)	" "	"
○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出(二件)	" "	"
○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定の辞退	" "	"
○道路の区域変更(三件)	(道路保全課)	三
○道路の供用開始	" "	"
○道路の位置指定(二件)	(建築課)	四
○土地改良区連合の役員住所変更の届出	(土地改良課)	五
○土地改良区連合の役員就任の届出	" "	"

告示

●香川県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
-------	----	-----	-----

平成一五、九、一	フォルサム多度津薬局	クラフト株式会社	仲多度郡多度津町大字葛原六二九番地二
----------	------------	----------	--------------------

●香川県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、八、三一	フォルサム多度津薬局	株式会社フォルサム	仲多度郡多度津町葛原御給六二九一

●香川県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、七、一	たんぼぼハウス 香川県香川町川東下三三番地一和幸ビル五階	有限会社シーエス高松 香川県香川町浅野六五六番地三	訪問介護 福祉用具貸与
平成一五、九、一	まごころ丸亀 善通寺市原田町一三四四番地二	NPO法人中讃丸亀センター 善通寺市原田町一三四四番地二	訪問介護

●香川県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、九、一	フォルサム多度津薬局 仲多度郡多度津町大字葛原六二九番地二	クラフト株式会社 東京都千代田区麹町五丁目一番地	居宅療養管理指導

●香川県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、六、三〇	たんぼぼハウス 香川郡香川町浅野五七〇番地一	有限会社シーエス 香川郡香川町浅野五七〇番地一	訪問介護 福祉用具貸与

●香川県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、八、三一	フォルサム多度津薬局 仲多度郡多度津町葛原御給六二九一―二	株式会社フォルサム 大阪市中央区船場中央二―二―五	居宅療養管理指導
平成一五、八、三一	阪本病院 東かがわ市川東一〇三番地一	阪本 一樹 東かがわ市川東一〇三番地一	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一五、八、三一	ファルマ調剤薬局 大野店 香川郡香川町大野一三二六番地一	株式会社四国ファルマ 香川郡香川町大野一三二六番地一	居宅療養管理指導

●香川県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項の規定により、次の指定介護機関から当該指定の辞退があった。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞退年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

平成一五、九、二五	たんぼぼハウス 香川郡香川町川東 下三三番地一和 幸ピル五階	有限会社シーエス 高松 香川郡香川町浅野 六五六番地三	訪問介護
-----------	---	--------------------------------------	------

●香川県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月十七日から同年十一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
仲多度郡満濃町大字長尾字佐岡二 八三二番一地从ら 仲多度郡満濃町大字羽間字安造田 一八二二番一地从まで	前	八・六 八・二	一五〇	交通安全施 設工事によ る歩行者道 の新設
	後	一〇・五 二四・〇		

●香川県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月十七日から同年十一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

一 道路の種類 県道（一般）	二 路線名 西白方普通寺線（二百十七号）	三 道路の区域	香川県知事 真 鍋 武 紀
----------------	----------------------	---------	---------------

●香川県告示第五百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月十七日から同年十一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松普通寺線（三十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
仲多度郡多度津町大字西白方八 三番三地从から 仲多度郡多度津町大字西白方八 九番九地从まで	前	四・五 一三・五	四七	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
	後	一二・五 二七・五		

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
高松市天神前一〇番二地从先から 普通寺市稲木町昆沙門堂二二七二 番一地从先まで	前	九・五 五六・五	三四、二〇五	市道移管に よる不用物 件化
	後	五・五 二四・〇		

後	丸亀市田村町字橋坪一三〇二番一から 丸亀市田村町字平池七八七番一まで	二〇・〇 五六・六	四八四
	高松市天神前一〇番二地先から 善通寺市稲木町昆沙門堂一二七二番一地先まで	九・五 五六・五	三四、二〇五

●香川県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月十七日から同年十一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松牟礼線（三十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡庵治町字葛原二八五二番三地从先から 木田郡庵治町字葛原二八三四番一地先まで	一一・四 四六・六	一九〇	平成七年香 川県告示第 四百一号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十五年十月二十日

●香川県告示第五百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 建築指道 第五号
- 二 指 定 年 月 日 平成十五年十月九日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 香川郡香川町大字川東上字須賀一七〇七一、一七〇八一、一七〇八二、一七〇九一、一七〇九二、一七〇九三、一七〇九四及び同地先水路
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・〇〇メートル、五・〇〇メートル
延長 八〇・七二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 西土指道 第三号
- 二 指 定 年 月 日 平成十五年十月七日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 観音寺市本大町字本村道東一三七六一及び一三七八一五
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 六・〇〇メートル
延長 四一・七六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第六百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年十月十七日

変更前 役員の
後の別 種類 氏 名 住 所
香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 理事 大麻伊三郎 三豊郡大野原町大字大野原六五〇四番、六五〇五番合併地
変更後 理事 大麻伊三郎 三豊郡大野原町大字大野原六五〇四番地

●香川県公告第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 平野 清 三豊郡大野原町大字五郷有木一一七番地 平成一五、六、二〇

白川 晴司 観音寺市観音寺町甲三二二九番地一

高原 晴美 三豊郡豊浜町大字和田乙八二七番地

大麻伊三郎 大野原町大字大野原六五〇四番地

守實 政治 二一〇八番地

藤下 利男 大字萩原六九三番地三

村上 明秋 大字大野原二九〇七番地

矢野 良治 一七〇番地一

山田 雅茂 大字丸井七六一番地

藤岡 勉 大字五郷内野々四八〇番地

清水 武夫 大字萩原二七六六番地三

西野 利秋 大字中姫九二六番地一

石川 操 大字花稲六〇三番地

秋山 一清 観音寺市柞田町丙九五五番地

岸上 修 丙一二五一番地一

楠井 泰功 丙六〇八番地

磯野 健二 木之郷町一〇一七番地

平井 正夫 三豊郡豊浜町大字和田浜六四番地

岡田 昭 大野原町大字萩原一七八〇番地二

熊谷 謹 大字大野原五一〇九番地

石田 益男 観音寺市粟井町一二三八番地

二 就任した役員

役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日

理事 平野 清 三豊郡大野原町大字五郷有木一一七番地 平成一五、六、二一

白川 晴司 観音寺市観音寺町甲三二二九番地一

佐伯 文男 三豊郡豊浜町大字和田甲二四七番地二

大麻伊三郎 大野原町大字大野原六五〇四番地

守實 政治 二一〇八番地

藤下 利男 大字萩原六九三番地三

熊谷 謹 大字大野原五一〇九番地

大空浩治郎 五五六七番地一

高橋 亘 観音寺市柞田町乙二四七番地一

山田 雅茂 三豊郡大野原町大字丸井七六一番地

藤岡 勉 大字五郷内野々四八〇番地

清水 武夫 大字萩原二七六六番地三

西野 利秋 大字中姫九二六番地一

石川 操 大字花稲六〇三番地

岸上 修 観音寺市柞田町丙一二五一番地一

楠井 泰功 丙六〇八番地

磯野 健二 木之郷町一〇一七番地

合田 裕之 三豊郡豊浜町大字和田浜三〇番地

村上 明秋 大野原町大字大野原二九〇七番地

” 石田 益男 観音寺市粟井町一三三八番地 ”
” 渡邊 正義 三豊郡大野原町大字萩原二三〇〇番地二 ”

平成十五年十月十七日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています